

## 中小企業向け知的財産支援制度について

波多江 重 人\*

**抄 録** 我が国の産業は、385万社の中小企業と1万社の大企業から成っているが、先端技術を支え或いはリードする中小企業も少なくない。雇用に占める中小企業の割合は70%に達しており、付加価値額も中小企業が上回っている。しかしながら、中小企業の経営資源は限られており、グローバル化の波も押し寄せている。自らの独自技術の特許等で保護しようとする場合、中小企業に対する資金面での支援が重要なポイントとなるが、その制度の概要と利用者の意見や要望をまとめたのが本稿である。

### 目 次

1. はじめに
2. 知財センターの設立目的, 支援内容
  2. 1 知財センターの設立目的
  2. 2 知財センターの支援内容
3. 中小企業の知的財産活動
  3. 1 中小企業基本法
  3. 2 中小企業の知的財産活動
4. 中小企業に対する支援と減免制度, その活用状況, 課題
  4. 1 国の支援と料金減免制度
  4. 2 料金減免制度の概要
  4. 3 減免制度の活用状況
  4. 4 減免制度の利用者の声
  4. 5 減免制度に関する要望
5. 終りに—中小企業が知的財産に求めるもの

### 1. はじめに

我が国の特許制度は、発明者に発明の独占を認める一方その代償として発明を公表して、それをヒントに新たな技術開発を促進する制度として明治時代に創設されたものである。産業の発達に寄与するという視点で創造・保護・活用からなる知的創造サイクルをうまく廻すことにより産業の発展に取り組んできた。しかしなが

ら、特許出願による技術公開が結果として国内企業の競争力を阻害する事例が頻繁に表面化するにつれて、特許取得に依存することには限度が見えてきたことも事実である。

このため、昨今では、技術・ノウハウを企業内でブラックボックス化して門外不出とする、所謂クローズ戦略が注目されている。一方で、特許権を取得してライセンス許諾を行ったりクロスライセンス契約を締結して自社事業の自由度を確保し、あるいは市場拡大のための特許開放施策により仲間作り・標準化を進めていくオープン戦略も活用されている。このクローズ戦略とオープン戦略を使い分け知的創造サイクルを上手く廻していくべきとの考え方である。

このような状況の中で、国内全企業数386万社の99.7%（385万社）を占める中小企業<sup>1)</sup>は、先端技術を支え或いはリードするところも少なくない。雇用に占める中小企業の割合は70%に達しており、付加価値額も中小企業が上回っているが、日々の営業活動や製造・マーケティング等を優先させ、新製品の開発成果である知的財産保護活動は優先度がさほど高くない状況

\* 東京都知的財産総合センター 所長  
Shigeto HATAE

が続いている<sup>2)</sup>。国内人口の減少や市場の収縮に加え、中小企業においても経済のグローバル化が急速に進展し続けており、競合他社や外国企業との差異化戦略で勝ち残ろうと必死で頑張る企業も増えている。しかしながら、ヒト・モノ・カネ等の経営資源が不足している中小企業の自助努力には限界があり、国や地方公共団体による種々の支援が求められているところである。

東京都知的財産総合センター（以下「知財センター」という。）は、2003年に東京都により設立された機関であり、著作権、営業秘密や技術契約などを含めた知的財産全般について都内の中小企業を支援してきたが、これまでの支援内容を紹介するとともに特許取得等に要する料金の減免など国の施策も含めてその利用状況や支援企業の声・要望を解説し、併せて、中小企業の求める知的財産制度の課題も提起してみたい。

なお本稿は筆者個人の考え方を述べるものであり、筆者が属する組織や東京都の考え方を示すものではない。

## 2. 知財センターの設立目的、支援内容

2002年2月の小泉首相（当時）の「知的財産立国宣言」を受け、同年12月に知的財産基本法（2003年3月施行）が公布された。基本法では、その理念として、第1条に「国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、（途中省略）知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。」と記されている。

### 2. 1 知財センターの設立目的

これを受けて、東京都は、2003年度を知財元年と位置付け、中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を図るため、知財センターを設置した。中小企業のための知的財産部と位置づけ、支援拠点を秋葉原地区（台東区）に設置し、

支所である「知的財産支援室」を城東（葛飾区）、城南（大田区）、多摩（昭島市）の各中小企業振興センター等3ヶ所に設置した。運営は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（本社：千代田区。以下「公社」という。）に委託した。

公社は、1966年設立の東京都の監理団体で、都内の中小企業に対する経営相談や研究開発の助成金交付や国内外の販路開拓など幅広い施策を展開する経営支援機関であり、公社が知財センターを運営することで、各施策との連携効果も生まれている。

### 2. 2 知財センターの支援内容

知財センターで行っている相談事業、普及啓発事業、助成事業等についてそれらの概要を説明する。

#### 1) 相談事業

大手企業等の知的財産・法務・研究開発部門出身の知財アドバイザーが、長年培った専門知識と経験をもとに、事業との関係を重視した企業目線でのアドバイスを行っている。

また、特許の権利解釈やライセンス契約の内容確認など、より専門性の高い相談については、毎日常駐している弁護士・弁理士が、アドバイザーと同席して相談にあたっている。知財相談に見えた経営者や従業員などのお客様が、例えば販路開拓についても相談したい場合には、その担当課に繋いでワンストップ相談が可能な体制を整えている。

#### 2) 普及啓発事業

知的財産の普及啓発を図るため、中小企業の経営者、実務担当者などを対象とするシンポジウム及びセミナーを開催している。

##### ① シンポジウム

毎年1回、「東京都知的財産シンポジウム」を開催している。2003年度の開設以来、毎年様々なテーマで開催し、多くの中小企業の経営者や従業員にご来場いただいている。2014年度は営

業秘密の保護をテーマに、オープン&クローズ戦略を効果的に実践している企業の事例発表などを通じ、知的財産の普及啓発を行った。

#### ② セミナー

特許、商標、意匠等の産業財産のセミナーに加え、著作権や技術契約、営業秘密等に関する知的財産セミナーを開催している。また、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）、各国の知財検索システム（データベース）を使用して知財情報の調査の仕方を学ぶ知財情報調査セミナーを開催している。これらのセミナーの講師は知財センターのアドバイザーが務めている。

#### 3) 助成事業

知財センターでは、外国出願や特許調査等の費用等を助成する事業を揃え、企業の海外展開ニーズに応えている。なお助成限度額とは1社が1事業あたり1年間に受け取ることのできる上限の金額のことである。

- ① 外国特許出願費用助成事業（助成率1/2以内、助成限度額300万円）
- ② 外国意匠・外国商標出願費用助成事業（助成率1/2以内、助成限度額各60万円）
- ③ 外国実用新案出願費用助成事業（助成率1/2以内、助成限度額60万円）
- ④ 外国侵害調査費用助成事業（助成率1/2以内、助成限度額200万円）
- ⑤ 特許調査費用助成事業（助成率1/2以内、助成限度額100万円）
- ⑥ グローバルニッチトップ助成事業（助成率1/2以内、助成限度額1,000万円）

これらの助成金は各事業で年間1件/社であるため、他の団体の助成金を受けていなければ、外国出願については①から③により最高で1社年間480万円の支援を受けることが可能である。

なお、公社の助成課では新製品・新技術開発助成や市場開拓助成などの事業を行っているが、例えば、新製品・新技術開発助成事業では、原材料費や副資材費に加え、産業財産権出願・

導入などの費用も補助している。

#### 4) その他の事業

##### ① 各種マニュアルの作成

中小企業の経営者に知的財産の理解を深めていただくために各種マニュアルを作成している。これまでに特許、商標、意匠、著作権、ノウハウ管理、技術契約のマニュアルと成果事例集を作成してきた。2014年度は、営業秘密等に関心が高まっていることを受け、技術流出防止、海外知的財産の二つのマニュアルを新規に作成し、これらをシンポジウムや各種セミナー、展示会等において配布している。

##### ② 海外ネットワークの活用による情報発信

新興国、特にアジア地区における模倣品・海賊版といった知的財産権侵害への対策を強化するため、海外ネットワークを構築している。中国北京、韓国ソウルの法律・特許事務所と契約し、知的財産権侵害等に関する法制度・動向・対応策などに関する情報を入手し、ホームページにより情報発信している。

中国、韓国に加え、今年末に経済統合予定のアセアン諸国などでも模倣品や海賊版が出回っており、これらの国々での対策に有用な情報の提供や知財相談も行う予定である。

##### ③ 知財戦略導入支援事業

知的財産戦略の導入による経営基盤の強化を図る企業を対象に、知財アドバイザーが最大3年間の継続的な相談・助言等を行い、知的財産の効果的な権利化、知財人材の育成や知財管理体制の整備など、実践的なハンズオン支援を行っている。

##### ④ 知的財産活用製品化支援事業

今年度から、大企業等が保有する開放特許等を中小企業が活用し、新規事業化から販路開拓までの支援を行うこととしている。中小企業のニーズを把握するとともに、大企業とのマッチング機会を設け技術移転のサポートを行っている。

### 3. 中小企業の知的財産活動

#### 3.1 中小企業基本法

中小企業の経済的社会的制約を是正等するため1963年に中小企業基本法が制定され、その後1999年には頑張る中小企業の育成支援のため同法が全面改正された。更に2013年には、小規模企業活性化法が施行され、事業の持続的な発展を図り小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することが定められた。

#### 3.2 中小企業の知的財産活動

国内全企業386万社のうち大企業は0.3%（約1万社）、中小企業は99.7%（約385万社）を占めている。2014年の中小企業の特許・商標・PCT等の出願件数を表1に示す。

表1 特許・商標・PCT出願件数

	特許出願	商標出願	PCT出願
中小企業 (385万社)	35,007件 (13%)	49,514件 (49%)	3,498件 (9%)
大企業 (1万社)	230,952件 (87%)	50,539件 (51%)	37,794件 (91%)

この表から分かるように、中小企業は商標出願について善戦してはいるが、特許・PCT出願については大企業との差がみられる。表2に特許に関する出願件数の推移を示す。表には示されていないが、2005年に427,000件であった全特許出願件数が、2014年には約326,000件と25%近く減少した。

表2 特許出願件数の推移

	2011年	2012年	2013年	2014年
中小企業	31,068件	32,759件	33,090件	35,007件
内国人	287,850件	287,013件	271,731件	265,959件
全出願	342,610件	342,796件	328,436件	325,989件

ただ、全出願件数は減少しているものの、中小企業の特許出願件数については、2011年以降漸増傾向が窺える。特許出願についてみると、大企業は年間1社当たり約25件を出願している一方、中小企業は年間1社当たり0.01件弱（100社で1件）を出願している。単純な数値の比較は必ずしも参考にはならないが、大企業と中小企業との特許に対する取組みに歴然とした差があることが一応分かる。このような事情も踏まえて、国や地方公共団体は、中小企業の知財活用を支援することにより、産業競争力の強化や地域の活性化、雇用の確保などを目指していると思われる。

### 4. 中小企業に対する支援と減免制度、その活用状況、課題

ここ数年間、国による中小企業の支援が拡充しつつある。都内の中小企業に対する知的財産の支援について見てみると、国やその関係機関による支援と知財センターによる支援が併存している。これらの主な支援項目や細目を一覧表にしたものが表3である。

#### 4.1 国の支援と料金減免制度

特許庁は、2011年から全国47都道府県に「知財総合支援窓口」を設置して産業財産権関係の相談に応じており、工業所有権情報・研修館（INPIT）などと協働して海外ビジネス展開の支援も行い、知的財産制度説明会の開催やセミナー講師派遣等通じて制度の普及に努めている。

また、日本貿易振興機構（ジェトロ）や都道府県の中小企業支援センターなどを介して外国出願費用を助成している。これら助成金や補助金とは異なり、経済産業省や特許庁では①特許法、②実用新案法、③産業競争力強化法、④中小ものづくり高度化法などに基づき、中小・ベンチャー企業等の特許料・審査請求料及び国際出願に係る手数料等を軽減するべく料金減免制

表3 東京都と国の知的財産支援の対比

支援項目	支援細目	東京都	国
相談	産業財産	東京都知的財産総合センター	知財総合支援窓口
	著作権		著作権情報センター
	不競法・営業秘密		工業所有権情報・研修館
	技術契約		知財総合支援窓口
助成金	外国出願		日本貿易振興機構 全国中小企業振興センター
	外国侵害		特許庁
	開発動向特許調査		
普及啓発	知的財産 技術契約全般		特許庁，工業所有権情報・研修館， 日本貿易振興機構

度<sup>3)</sup>を設計し運用を行っている。

特許庁では、特許料等の減免制度、PCT国際出願手数料の軽減制度、PCT国際出願にかかる手数料の交付金制度、外国で特許や商標等を取得する費用の補助金、海外侵害対策補助金などについて「中小企業向け情報」としてホームページ<sup>4)</sup>上で説明を行っている。

また、特許庁が発行した冊子「中小・ベンチャー企業のための知財支援ガイド」<sup>5)</sup>の7～8頁に減免制度の概要が簡潔に説明されている。

これらから分かるように、知的財産に関する中小企業の減免制度はかなり充実している。知財センターでは、中小企業が特許出願・権利維持等に要する金銭負担をできるだけ軽減できるよう、相談・助成金・普及啓発事業など多くの事業を通じて特許庁のホームページやパンフレットを案内するようにしている。

## 4.2 料金減免制度の概要

「中小・ベンチャー企業のための知財支援ガイド」の減免制度についてみると、その対象者として、小規模事業者、設立後10年未満で資本金3億円以下の法人、法人税が課されていない資本金3億円以下の法人、研究開発を中心に行っている中小企業の4項目に分けて説明されている。表4はこの冊子の記載をもとに一覧表に取り纏めたものである（但し、PCT国際出願関

係は省略)。料金減免制度の根拠となる主たる法令は上記4.1の通りであるが、これを、特許庁ホームページ「特許料等の減免制度」<sup>6)</sup>には専門用語も多く、この説明のみを参照しながら、減免対象者、要件、減免内容、提出すべき申請書や証明書を理解するにはやや時間を要すると思われる。特に、この種の手続きに不慣れな中小企業経営者が理解するには相当の時間を要するであろう。なお、減免制度については、特許庁ホームページ以外にも関東経済産業局のホームページの「特許料・審査請求料減免制度」<sup>7)</sup>にかなり具体的に記載されているので、参照されたい（他の経済産業局も同種の内容をホームページに掲載している）。

平成26年4月から施行された「産業競争力強化法」のもと、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間の期間限定で、減免対象者として一定の要件を備えた中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する減免制度がスタートした（表4の1および2）。これら減免制度のうちいくつかを以下で説明する。

例えば、従業員数20名以下の小規模企業が審査請求料について減免制度を利用したい場合は、審査請求書の他に①「審査請求料軽減申請書」、②従業員数が20名以下であることを証明する代表者が押印した「小規模企業者の要件に関する証明書」、③大企業の支配を受けていな

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いことを証明するため「法人税確定申告書別表第2の写し」またはこれに代えて「株主名簿」を特許庁に提出する必要がある。これらを提出することにより、審査請求料が1/3（請求項1の場合、約4万円程度）のみの負担となる。これらは、従前から行われていた非課税法人や研究開発型企業減免制度（表4の3や4）の申請手続きと比較すると、軽減申請書を経済産業局に提出し当局から確認書の交付を受けこれらを審査請求書に添付しなければならなかったもので、こうした当局への手続きが解消された点で大幅に簡素化されており、小規模事業者には大きなメリットである。

次に、研究開発型中小企業（表4の4）が審査請求料の減免制度の適用を受けたい場合について説明する。

この場合には、審査請求書の他に①「審査請

求料軽減申請書」、②中小企業であることを示すための「登記事項証明書」や「財務諸表」など、研究開発要件として試験研究費及び開発費の合計金額が3%超または出願が中小企業新事業活動促進法等にもとづく認定事業等の成果によるものであることを示す証拠等として、前事業年度の③「財務諸表」、④「補助金交付決定通知書」及び⑤「補助事業計画書」の写し等を提出する必要がある。これにより、審査請求料が1/2に軽減（請求項1の場合、約6.1万円）される。

なお、これらは特許料（1～10年目）の減免制度適用についても同様であるが、この研究開発型企業が20名以下であれば、表4の1の減免制度（1/3負担）を利用することになる。

ただ、研究開発を中心に行っている企業（表4の4）が審査請求料や特許料（1～10年目）

表4 「中小・ベンチャー企業のための知財支援ガイド」の減免制度

対象者	要件	減免内容	提出書類	
			申請書	証明書
1. 小規模企業	要件1：従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下） 要件2：他の法人に支配されていない	次の料金が「3分の1に軽減」 国内出願に係る手数料 ●審査請求料	●審査請求料 ・審査請求料軽減申請書 ・審査請求書	要件1：小規模企業者の要件に関する証明書 要件2：法人税確定申告書別表第2の写し
2. 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人	要件1：設立後10年未満 要件2：資本金3億円以下 要件3：他の法人に支配されていない	●特許料（1～10年目）  *PCT国際出願に係る手数料等（省略）	●特許料 ・特許料軽減申請書 ・特許料納付	要件1, 2：定款または法人の登記事項証明書 要件3：法人税確定申告書別表第2の写し
3. 法人税が課されていない資本金3億円以下の法人	要件1：法人税が課されていない 要件2：資本金3億円以下 要件3：他の法人に支配されていない	次の料金が「2分の1に軽減」 ●審査請求料 ●特許料（1～10年目）	●審査請求料 ・審査請求料減免申請書 ・審査請求書 ●特許料 ・特許料減免申請書 ・特許料納付	要件1, 2：定款又は法人の登記事項証明書 要件3：法人税確定申告書別表第2の写し
4. 研究開発を中心に行っている中小企業	要件1：中小企業であること 要件2： ①試験研究費等比率が収入金額の3%超 ②中小企業新事業活動促進法等に基づく認定事業に関連した出願		●審査請求料 ・審査請求料減免申請書 ・審査請求書 ●特許料 ・特許料減免申請書 ・特許料納付 *申請書は経済産業局へ提出	要件1：法人の登記事項証明書や財務諸表など 要件2： ①前事業年度の財務諸表等 ②補助金交付決定通知書及び補助事業計画書の写し等

の適用を受けようとする場合、軽減申請書の提出先は、特許庁ではなく経済産業局等であることに注意を要する。申請書提出後、経済産業局等から確認書が送付されることになる。

なお表4の2および3については上の1や2と同様なので、上の解説を参照されたい。

#### 4. 3 減免制度の活用状況

知財センターは、相談、普及啓発、助成金事業などを通じて都内中小企業を知財面から支援してきたが、これら事業遂行の際のヒアリング等を通じて分かった減免制度の活用状況や同制度に対する中小企業の声や要望などを説明する。

上記3. 2で述べたように、企業数の99.7%を占める中小企業の特許出願は増加傾向にあるが、出願の割合は13%に留まっており、知的財産の裾野拡大に課題があると考えられている。このため、中小企業に対し更なる国内出願の増加、活性化を促進すべきとの考え方に基づいて施策が行われており、その一つが減免制度であると考えられる。

特許行政年次報告書2014によれば、2013年にこの減免制度を活用した個人や中小企業は表5の通りであり、「特許法」による減免措置は、特許料が2,160件、審査請求料が2,315件、「産業技術力強化法」・「中小ものづくり高度化法」による減免措置は、特許料が11,956件、審査請求料が4,839件である旨、説明されている。

表5 2013年の減免制度利用実績

法令	減免対象	減免対象料金	
		特許料	審査請求料
特許法		2,160件	2,315件
産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法		11,956件	4,839件

これらについては、その母数が公表されていないので、これらの件数の多寡については分か

らない。

一方、特許庁が第5回中小企業・地域知財支援研究会で配布された2015年3月17日付け資料2<sup>8)</sup>によれば、2014年4月に施行された「産業競争力強化法」に基づく新たな減免制度の利用実績は、2014年12月末で2,807件であるとされている（審査請求料、特許料、国際出願手数料などが軽減措置の対象）。この件数の母数も公表されていないのでその多寡は分からないが、同資料2には料金減免制度の利用促進に向けた一層の普及活動が必要と記載されており、想定していた利用実績には届いていないように見える。

知財センターにおいて知財戦略導入支援事業（上記2. 2 4）③）を通じて支援している中小企業に対して、「産業競争力強化法」に基づく新たな減免制度に基づく料金減免制度の活用状況を確認した。知財戦略導入支援事業を受けている企業のうち小規模事業者（従業員数20名以下）の会社数は15%程度であり、これらの企業は商標・意匠出願をしているものの、最近特許出願をしている企業は殆ど見当たらなかった。

#### 4. 4 減免制度の利用者の声

制度については以上説明したとおりである。ここで利用状況について、中小企業を代理している弁理士に対してランダムにヒアリングを行った。すると減免制度については中小企業に対して都度制度説明を行うことにより利用を促していること、産業競争力強化法に基づく減免制度については、それ以前の制度と比較して使い勝手が格段に向上したとの意見が多かった。一方で、手続きの煩雑さや特許庁や各経済産業局に提出すべき書類や証明書などの入手の手間などを総合的に勘案して同制度を活用しないとす企業も一部に見受けられた。

また、産業競争力強化法に基づく減免制度については、全中小企業385万社のうちの334万社（87%）を占める小規模企業者が対象であるも

の、ベンチャー企業を除いた小規模企業者が特許出願をするケースは極めて少数とのコメントが多かった。

#### 4. 5 減免制度に関する要望

2015年3月24日に開催された産業構造審議会弁理士制度小委員会<sup>9)</sup>において、減免制度や補助金制度の説明義務化の要望が出された。これが中小企業の経営現場からの発言である点を踏まえると、減免制度の普及啓発や拡充のためには重要なポイントであろう。

現実には、小規模企業要件を満たす企業であっても、減免制度の存在を知らない経営者が多いのではないかと思われる。中小企業経営者は、研究開発や新製品に関わる助成金等の情報には敏感ではあるが、特許の減免制度を知得しているケースは多くない。仮に代理人である弁理士が、減免制度を知らないか或いは制度の説明をしなければ、小規模企業であっても減免制度を利用することはない。

表6は、中小企業の特許出願件数、小規模事業者の出願件数であって産業競争力強化法に基づく減免制度が利用可能な出願件数（2013年度3,600件）を表している。

表6 産業競争力強化法の減免制度利用可能な企業数と特許出願件数

	中小企業全体		
		中企業	小企業
企業数	385万社	51万社	334万社
特許出願数	33,000件	29,400件	3,600件

現状では産業競争力強化法による減免制度の対象となる出願は小企業の出願に限られている。そのため対象件数は3,600件と中小企業全体の出願件数の約10%に留まっている。中企業が全体の約90%（29,400件）を特許出願していることから、中企業に対しても減免制度の網を

被せることが必要であろう。減免対象を米国のスモールエンティティを参考にして、従業員数300人以下のすべての中小企業が一律に利用できるよう拡大されることが望まれる。

上記の議論は殆ど特許の審査請求料や特許料の減免制度に関するものであった。例えば商標については、特許法の発明奨励といった考え方はないので減免制度には馴染まないとの考え方もあろう。しかしながら、知的財産をイノベーション創出のための制度と捉えれば、減免対象を商標などの産業財産権全般へ拡大することには異論はないのではなかろうか。この場合にも、上述の申請手続きの簡素化・一本化を期待している。

#### 5. 終りに—中小企業が知的財産に求めるもの

我が国経済はこの長く続いたデフレから脱却しつつあり、中小企業は競争力強化のため技術イノベーション等により、外需の取り込みも含めた成長に向けてチャレンジしようとしている。我が国では職務発明制度や営業秘密保護制度の改定が進められており、中小企業の海外知財活動支援強化が動き出している。昨今、オープン&クローズ戦略の必要性が叫ばれているが、知的財産権の代表である特許権は独占的排他権であり、特に中小企業にとって自社製品・サービスの差異化のための合法的手段として極めて有用である。

ところが、直ぐには解決が図り難い課題も指摘されているように思われる。例えば、第三次産業の急増に伴う情報財の保護が的確になされているか、グローバル化が進展する場合でも権利保護は属地主義でよいのか、外国での特許・実用新案等の出願件数が急増しているが特許等審査が的確にかつスピード感を持ってできるのか、などである。

また、特許侵害訴訟における中小企業の原告



勝訴率（20%）の低さも問題提起がなされている<sup>10)</sup>。相当の研究開発費用を投じ、更にコストを掛けて取得した特許権であっても、訴訟に至ったもので80%は特許本来の目的である独占的排他権の行使ができなかった可能性が高いことを示している。知財センターで支援した企業の中にこのような経験をしたところが複数社見られることが分かった。このような事案を減少・撲滅するためには、出願人と特許庁、更には代理人も含めこれら三者が連携を強化して的確で広く強い権利を取得できるような仕組みを構築し、高品質の権利取得・活用を目指すべきであろう。その際、特許保有企業の方が保有しない企業より営業利益が高いなど知的財産と経営の相関関係を中小企業経営者に明示することができれば、知財経営が一層定着することとなり、売上高や利益の拡大を通じて地域経済の活性化や雇用の創出に役立つこととなろう。

中小企業が特許を取得する際に必ず問題となるのは、それに要する費用である。減免制度はその一部を解消する手段として有効な制度であり、また助成金制度と相まって中小企業の権利保護を支援することとなるため、今後とも必須なものと考えている。

知財センターは、中小企業の知的財産経営に関する要望やニーズがある限り、知財相談、普及啓発、助成金などの現行事業を一層ブラッシュアップして顧客満足度を高めるように努めていく所存である。

## 注 記

- 1) 『中小企業白書 2014年版』平成26年6月30日、日経印刷発行、p.701
- 2) 『平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業報告書』平成26年5月、特許庁発行、p.37  
[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/h25\\_chusho\\_chizai/03.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/h25_chusho_chizai/03.pdf)(参照日:2015.6.5)
- 3) 減免制度には軽減と免除の二つがあり、軽減は

自然人と法人の両方を対象するが、免除は自然人しか対象としない。本稿は中小企業向けの制度を解説するものなので、免除の話は出てこない。ただ一般的には減免制度と呼ばれている関係で、本稿では減免と記載する。

- 4) <http://www.jpo.go.jp/sesaku/chusho/index.html> (参照日:2015.6.5)
- 5) 『中小・ベンチャー企業のための知財支援ガイド』平成27年5月、特許庁発行
- 6) <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm> (参照日:2015.6.5)
- 7) <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/tokkyo/keigen.html> (参照日:2015.6.5)
- 8) [http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/kenkyukai/pdf/chusho\\_chizai\\_shien\\_haifu05/shiryoutoushin.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/kenkyukai/pdf/chusho_chizai_shien_haifu05/shiryoutoushin.pdf) (参照日:2015.6.5)
- 9) [http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/newberisi/07\\_gijiroku\\_new.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/newberisi/07_gijiroku_new.pdf) (参照日:2015.6.5)
- 10) 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会(第13回)における平成27年5月28日タスクフォース座長発行の配布資料2のp.12

## 参考文献

- ・表1、表2は特許庁HPに掲載された『特許行政年次報告書2014』、『特許行政年次報告書2015』および『特許庁ステータスレポート2015』に記載されたデータを基に筆者が作成した。(参照日:2015.6.5)  
<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2015/honpen/1-3.pdf>  
<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2014/honpen/1-2.pdf>  
<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/pdf/status2015/06.pdf>
- ・表6は経済産業省関東経済産業局HPに掲載された平成26年度第2回広域関東圏知的財産戦略本部会議の配布資料『知財行政を巡る最近の動向について』に記載されたデータを基に筆者が作成。(参照日:2015.6.5)  
[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/tokkyo/data/20150410chizai\\_doukou.pdf](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/tokkyo/data/20150410chizai_doukou.pdf)

(原稿受領日 2015年5月24日)